

令和4年度第2回  
大阪市都市計画公聴会  
記録

日 時 令和4年8月25日（木）

午後2時00分

場 所 大阪市役所 地下1階 第10共通会議室

## 令和4年度第2回大阪市都市計画公聴会 記録

### 1 日 時

令和4年8月25日（木）14時00分から14時15分まで

### 2 場 所

大阪市役所地下1階 第10 共通会議室  
大阪市北区中之島1-3-20

### 3 出席者

(1) 公述人 1名

(2) 傍聴人 3名

(3) 議 長 大阪市計画調整局計画部都市計画課長代理 黒木 利一

### 4 都市計画原案の概要

(1) 矢田南部地区地区計画の決定

別紙計画書等のおり

## 令和4年度第2回大阪市都市計画公聴会 会議録

---

開会 午後2時00分

○司会（佐々木） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回大阪市都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます大阪市計画調整局都市計画課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会にあたりまして、皆様に幾つかご協力をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

公述人と傍聴者の皆様は、公聴会中の撮影や録音はご遠慮願います。その他、受付でお渡しをしました注意事項をご覧くださいまして、公聴会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

本日の進行につきましては、大阪市計画調整局計画部都市計画課長代理の黒木が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒木） 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議長を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市計画課長代理の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

公聴会は、都市計画の原案について、公述人の方からご意見をお伺いし、これを踏まえて都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて開催するものです。

今回は、茶屋町地区地区計画の変更、茶屋町B2・B3地区第一種市街地再開発事業の決定、矢田南部地区地区計画の決定、用途地域の変更、以上4件の都市計画原案について公述申出書の受付を行いましたところ、矢田南部地区地区計画の決定について1名の方から公述の申出がございましたので、本日、公述していただきます。

まず、本公聴会以降の手續についてご説明いたします。

本日の公聴会の内容は、議事録を作成し、公聴会の記録として取りまとめ、公述いただいたご意見を踏まえまして、必要な検討を行った上で、都市計画の案を作成し、都市計画法第17条に基づく縦覧を行ってまいります。

また、案の縦覧期間中には、本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪市の見解を、計画調整局計画部都市計画課と大阪市ホームページにおいて閲覧に供します。

案の縦覧の後、都市計画の案を大阪市都市計画審議会に付議しまして、本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪市の見解も併せて報告します。都市計画審議会にて都市計画案を審議いただきまして、承認されましたら、大阪市が都市計画決定を行ってまいります。

続きまして、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。

まず先に、今回公述申出のありました都市計画の原案につきまして、概要をご説明いたします。説明が終わりましたら、公述をしていただきます。先ほど受付でお渡ししました資料「公述人の方へ」に記載の番号の順にお呼びしますので、番号を呼ばれた方は、前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、公述の申出のときにご提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。申出をしていただいた都市計画の原案に関係のない内容につきましては公述することができませんので、念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、既に通知させていただいておりますとおり15分以内とさせていただきます。必ずしも15分公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

公述の開始から13分経過しましたら、ベルを1回鳴らします。開始から15分経過しましたら、ベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。公述終了後は、元のお席にお戻りください。

最後に、公述人の皆様、そのほかご来場の皆様をお願いいたします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものでありまして、質疑応答を行う場ではございません。また、公述できる方は、あらかじめ申出をいただいた方のみとなっております。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為があった場合は、大阪市都市計画公聴会要綱第12条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますので、ご注意ください。

それでは、都市計画の原案について、大阪市の担当者から説明させていただきます。

○説明者（岩永） 大阪市計画調整局計画部都市計画課の岩永と申します。よろしく申し上げます。

それでは、「矢田南部地区地区計画の決定」に関する都市計画の原案についてご説明いたします。

今回定めようとする地区計画は、名称は矢田南部地区地区計画、位置は東住吉区矢田五丁目地内、面積は約6.1ヘクタールで、地区の西側をA地区、北側をB地区、東側をC地区として定めようとするものです。

地区計画の目標については、「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」の将来像である「周辺住環境との調和がとれつつ、新たなにぎわいと活力を創出できる空間」の実現をめざし、土地区画整理事業による基盤整備に加えて、流通・業務、商業機能等の地域ににぎわいと活力をもたらす都市機能を導入するとともに、気軽にスポーツ等を楽しめる市民の憩いの場を創出することなどにより、良好な市街地環境の形成を図ることとしております。

土地利用の方針については、A地区では、流通・業務機能等を導入、B地区では、地域住民の生活利便性を高める商業機能を導入、C地区では、矢田教育の森公園を再整備し、気軽にスポーツ等を楽しめる市民の憩いの場を創出としています。

地区施設につきましては、自転車歩行者専用道路と連続した歩行者動線等を確保するため、歩道状空地を定めます。

建築物等の整備方針及び地区整備計画については、良好な市街地環境の形成を図るため、

用途の制限や壁面の位置の制限、景観への配慮などの建築物の制限を定めようとするほか、効率的なエネルギーの活用やヒートアイランド対策など、環境負荷低減に配慮することなどを定めようとするものです。

なお、今回、公述の申出がございませんでしたが、東住吉区矢田五丁目地内において、用途地域の変更を併せて予定しております。

以上が、今回の都市計画原案の概要でございます。

○議長（黒木） それでは、ただ今から公述をお願いいたします。

番号1番の方は、前の演台のほうへお越しください。

よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

○公述人1 始めます。

矢田南部地区地区計画の決定に際して、ぜひともご勘案いただきたく、意見を公述します。

A、B、C各地区の間を通る自転車歩行者専用道路の使用法について。そもそも歩行者は左右どちら側を通るべきか。1972年の沖縄島の日本本土復帰に際しては、日本国内の交通規則に合わせる必要から、それまでの右側通行を、車両は左側のそれに改め、歩行者はこれまでどおり右側であった。その際に使われた標語は、車は左、人は右というようなものであったと、昔のテレビ記録の放映により知った。

歩行者の快適性、安全性について。今や自転車の照明灯に関しては、LED（発光ダイオード）灯による輝きの強さ、歩行者視線への入射（直下への照射角度となっていない弊害）や白昼点灯によって、右側歩行では、照明ライトのまぶしさゆえ対向車を直視できず、不快、不安全が生じている。左側歩行でも、ほんの僅かましなぐらいであって、後ろからの車両のすり抜けがあると、追突に遭うおそれあり。したがって、本道路は、歩行者専用でもあるゆえ、土地の利用方針6からも、最も弱い立場の者を保護する必要から、歩行者のあるときは、車両における歩行並み速度上限の遵守表記をするべきである。また、土地利用の方針5に基づき、そして、人や車両のスリップ事故防止の観点からも、本道路の舗装仕様は、雨水透過素材によるものとされたい。C地区の舗装部分も同様とされたい。

C地区の安全使用について。これまで私が目にした公園使用にあつては、舗装部分（階段も含むあらゆる部分）、手すり等をスケート遊技に走らせる、滑らせる場面に遭遇した。そういった施設の部分と、スケートのこまや板との接触・衝突音は断続して続き、大変耳障りになってきます。防音施設の上での区分ができないのであれば、スケートボード使用禁止の表示をするべきである。

雨水貯蔵タンクの設置について。土地利用の方針5や建築物等の整備方針5に基づき、洪水対策、雨水資源の利用（トイレ用、緑化に伴う散水用など）に資するため、ぜひとも設置されたい。

以上であります。

○議長（黒木） ありがとうございます。それでは、お席のほうにお戻りください。

以上で、申出をいただきました方の公述は終了いたしました。

本日は、お忙しいところ貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第2回大阪市都市計画公聴会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

閉会 午後2時15分

---